

認定書

国住参建第 1088 号
令和 7 年 7 月 3 日

YKK AP 株式会社
代表取締役社長 魚津 彰 様

国土交通大臣 中野 洋



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号の二口及び同法施行令第 109 条の 2 (20 分間の遮炎性能を有する防火設備) の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
EB-3213-1
2. 認定をした構造方法等の名称
単板ガラス [網入板ガラス又は耐熱結晶化ガラス] 入アルミニウム合金製二段窓 (はめ殺し窓)
3. 認定をした構造方法等の内容
別添及び別紙の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。